

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正

電磁的な方法による届出等に係るQA

Q1 HER-SYSのアカウントでNESIDの利用はできないのか？

- 現時点（R5.1.19）では、利用できないと聞いています。今後、HER-SYSはNESIDに統合される予定です。感染症指定医療機関の医師は電磁的方法による届出が義務となりますので、はアカウントの申請をお願いします。

Q2 感染症指定医療機関でひとつのアカウントを取得すればよいのか？

- 全数届出では、感染症指定医療機関の医師が届出を行う場合の義務となるため、届出医師ごとにアカウントが必要です。定点報告では管理者（担当医師）を登録願います。

Q3 登録医師が多数に及ぶため、一括登録する方法はありませんか？

- 別途、県疾病対策課感染症対策推進班までご相談願います。（保健所設置市に所在のある医療機関を除く）

Q4 令和5年4月1日以降に異動があった医師はどうすればよいですか？

- 当面は県疾病対策課でも対応可能ですが、令和5年度以降、最寄りの健康福祉事務所でアカウント申請・変更等が可能となる予定です。（保健所設置市に所在のある医療機関を除く）

Q5 インフルエンザ入院サーベイランス等の他のサーベイランスはどうなりますか？

- 詳細が分かりしだい情報提供する予定です。疑似症サーベイランスの運用にあたり、国立感染症研究所において「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス」を作成中と聞いています。

Q6 R5.3月に予定されるNESIDの2次リリース以降のアカウント申請ではダメなのか？

- 既に電磁的方法による届出は可能となっており、円滑なシステム移行や操作感等、慣れていただくためにも早期のアカウント申請をお願いします。

